

村上大祐市長弁明書（６）への疑義、指摘

2019年2月8日

「嬉野をよくする市民の会」代表
宮崎 誠一

村上大祐市長が2019年2月1日付で提出した弁明書（６）に疑義を呈し、指摘していく（傍線は宮崎）。

【村上市長弁明書】第1 本条例1項の判断基準について 1 判断基準

「本条例4条1項は、抽象的な内容を含む規定であるから、その要件該当性の判断にあたっては、明確でかつ事後的検証が可能な基準を用いるのがよい」

→1項は政治倫理条例第1条の目的を果たすための原則的な禁止規定であり、決してお題目ではない。審査会は、第2条に定める「市長等及び議員は、市民の信頼に値する高い倫理義務に徹し、政治不信を招く公私混同を断ち、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、市民に対し、自ら進んで、その高潔性を明らかにしなければならない」との不正疑惑行為が市民の疎明によって提起された場合に調査を行う。調査においては、可能な限り客観的な証拠や信憑性のある証言に基づく事実認定が前提であるが、最終的には「市民から見て首長としてふさわしくない行為」とであるとみなされれば、条例に抵触したと判断すべきである。抽象的な内容であっても、写真などの証拠がそろっていれば、信用失墜行為であるか否かの判断を下すことはできるからである。むしろ、それが本質的な責務であり、1項の判断を放棄するのであれば、政治倫理審査会並びに政治倫理条例は飾り物にすぎない。

【村上市長弁明書】第1 本条例1項の判断基準について 2 被請求者側の事情

「被請求者の参加の目的・動機は、嬉野市の認知度を高め、自身の見識を広めたというものであり、不当なものではない。また、被請求者にとって、本件会食への参加はいわば偶発的なもの（後略）」

→公人としての参加であったということなのだろうか。村上市長はフェイスブックに、昨年 12 月 1 日「私自身の私的な会合」、1 月 10 日にも「1 月 9 日に私自身の私的な会食について、第 1 回の政治倫理審査会が開かれました」と投稿している。ここに来て、市長としての職務に関連し自己研鑽のための会食だったと主張を翻すつもりなのだろうか。

参加が偶発的だとすれば相手の素性は分からない。とすれば、村上市長には「李下に冠を正さず」という公務員・政治倫理上の見識がみじんもないと言える。
〃一介の副課長、に誘われて会員制リゾートホテルに足を踏み入れ、会費も確認せず、相手が利害関係者かどうか判然としない状況で酒食をともにしている。何より市職員が供給接待受けている場に居合わせているのに、注意するどころか、一緒に戯れている点が言い逃れできない失点である。

9 月 14 日、この問題を知った者が問いただしたところ、村上氏は問題を認めていた【第 2 回審査会資料 17】(録音あり)。

Q：信頼回復にも努めてほしいです。市役所の問題。それである写真(東京ベイコート倶楽部ロイヤルスイートでの酒食、気泡風呂)があるからこそなおかつ怖い。

市長：私もほんとに。

Q：それだけだったら全然。

市長：軽率じゃあ、あったなあ、と。うーん。しかし、私はもう、やっぱりこう業者との、うーん距離を取る中では、極力もう、あそこではもうビジネスの話し かしなかつたですし、ええ、まあ、「ぜひに」って言ったら「俺は朝早いから」と言って帰りましたけど。 市職員 A も引っ張って帰るんやったな、と。 「まだ、飲むっちゃうけんが」

「請求者は、被請求者が手に泡を取り口で吹いた行為を問題とするが、着衣を脱ぐなど卑狼な言動をとったのであれば格別、このこと自体が行為態様において著しく不適切というわけでもない」

→この写真は、村上市長が新たに主張し始めた「嬉野市の認知度を高め、自身の見識を広めたい」という参加動機を疑わしめて余りある。写真は象徴である。
1 項の「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎みに照らし合わせて、不適切ではないと言えるのか。恥ずべきところがないというのであれば、写真を転載した市民に「削除しないと法的措置を検討する」と

内容証明郵便を送り付ける必要があったのか【調査請求書別添資料6】。

「既述のとおり、主催者から得た1人あたりの受益9527円と、被請求者が参加代として持参した嬉野茶の価額9320円とは、殆ど均衡するので不適切な利得はない」

→「受益の計算、に持ち寄った酒代はおろか、ホテルのコストが含まれていない。会場は居酒屋やカラオケボックスではないのである。会員制リゾートホテルでの「部屋飲み」が常識的か否か議論の余地はない。お茶を自費で買ったという明確な証拠がない。それを誰に渡したのかという証明もない。これら計算をまじめに主張しているとしたらおめでたい。

「被請求者は、ホテル利用権の一部を譲渡されたわけでもないから、考慮すべき要素にはあたらない」

→詭弁である。この会食が居酒屋やカラオケボックスの会費制・完全割り勘であったならば問題にはならなかったかもしれない。市民の目から見て、東京ベイコート倶楽部のロイヤルスイートが会場であったことがきわめて重い事実であり、社会通念を逸脱した会食だったと強く感じるゆえんである【調査請求書別添資料2】。

【村上市長弁明書】第1 本条例1項の判断基準について 3 主催者側の事情

「会食相手方（ホテル所有者、会食費用負担者）氏をはじめ、他の参加者の職業は、漫画家、ゲーム関係、アニメ関係、ユーチューブ関係、プロレスラーなど区々であり、いずれも東京周辺で活動しているため、行政主体としての嬉野市が実施または実施予定の事業との関係性は直ちには見出し難い。主催者らの目的・動機は、ラインの呼びかけの内容からしても、純粋な仲間内の懇親会である。参加予定者リストの中には被請求者の名があがっておらず、もともと、本件会食が被請求者を供応する目的で開催したものではないことは明らかである」

→東京周辺で活動していることが嬉野市の事業との関係性を否定する材料にはならない。こじつけである。村上氏、市職員B氏は「仲間」なのか。市職員A氏とて嬉野市建設・新幹線課肩書という肩書抜きに呼ばれたと言い切れるのか。当初から村上市長を呼ぼうとしていたか否かは関係ない。実際に参加し、酒食をともしたのだから。

「「供給接待行為の態様についても、主催者側は会食中、アニメ企画の提案を行っておらず、また、費用負担面において被請求者ひとりを特別扱いしたわけでもないから、不適切な点はない」

→会食の場でアニメ企画の話題が全く出なかったのか。「会食参加者（アニメ制作会社）氏のLINEの書き込みを見れば疑わしい。やり取りからみて、具体的な提案に至ったとは請求者も考えていない。しかし、嬉野市役所においてこの種の事業を行うために押さえるべきは、市職員Aであって、村上大祐市長ではない。招待者側はそのことをはっきり分かっていた。写真やLINEのやり取りからみて、村上市長がオマケ扱いであったことは明白である。市職員A氏の気持ち一つで予算は付く。嬉野創生機構への発注実績が何よりの証左である。会食の場で具体的な提案がなかったことは問題ではない。繰り返しになるが、市職員A氏の「今回は村上市長も皆様と顔あわせ出来たので、今後の動きもスムーズになることでしょう」とのメッセージがすべてを物語っている。費用負担が不適切であったことは、公務員倫理規程に照らしても間違いない【第4回審査会資料1、5ページ】。

【村上市長弁明書】第2 請求者らの提出書面の問題点について

「「請求者の提出書面には弁護士の連名が見られるが、書面の内容を見る限り、請求者自身が作成・提出したもののようである」

→村上大祐市長が鬼橋正敏弁護士を代理人とし、自らの言葉で語らず、訴訟形式でけむに巻くような論戦を展開したため、弁護士に助言を仰ぎはしているが、基本的に市民が知恵を絞って政治倫理条例上の問題を提起し、証拠を示している。弁護士を立てる方が異常なのであって、そもそも政治倫理審査会は公判廷ではない。

「「嬉野温泉駅周辺備事業の話、プロレス興行の話、協力隊A氏の時間外労働の話など本件とは直接関連性のない書面が整理されないまま提出され、全くままりがない」

→嬉野温泉駅周辺整備関連事業、すなわち建設・新幹線課と嬉野創生機構の違

法 な公共事業発注と、今回の会食は切り離すことができない。腐った嬉野市の公務員倫理を追認した村上大祐市長の政治倫理上の責任が問われているからである。プロレス興行の話は会食参加者（アニメ制作会社）氏が現役のプロレスラー兼アニメ会社社長という異色の経歴の持ち主であるため、本件と直接関連している。鬼橋弁護士および村上市長には市職員Aが提供したLINEの履歴をきちんと読みこんでもらいたい。時間外労働は本件公益通報の端緒であったことはすでに示した【第2回審査会資料4、同5】。ゆえにすべて本件に関連する資料である。

「同じような証拠(会食時の写真)が理由もなく、繰り返し提出されている」

→12月26日に提出した請求書の別添資料のうち、会食写真はLINEのやり取りと並び最重要の「証拠」であった。今回のような密室の酒宴が発覚したのは、写真とLINEのやり取りが判明するという奇跡があったからだ。しかし、別添資料ではなく、証拠として提出したものの、事務局は写真を一切傍聴者に配布せず、請求者は会食の有様を市民に知らせることができなかった。他方、村上市長側の「証拠」と称する証言類はすべて開示されている。結局、第4回審査会を迎えても、写真やLINEのやり取りは全く開示されていない。このため、市民の会ではフェイスブックなどで写真の開示に踏み切った。

「証拠は、証拠説明書を付した上で、立証趣旨を明らかにされたい」

→その必要性を認めない。別添資料として提出し、委員が参照できればよい。証拠として出しても事務局が開示しないため意味がなく、いたずらに訴訟じみて市民に分かりづらくなるだけだ。村上市長および鬼橋弁護士は政倫審が何であるかをき違えている。市民に理解できなければ何の意味もない。政倫審は訴訟ではないのだ。弁明書や証拠説明書を乱発している村上大祐市長側こそが異常なのである。事務局が開示しない別添資料は、個人情報保護などの措置を取った上で、市民の会が独自に開示する。